**補助制度の概要**

１　送迎用バスの改修支援事業【送迎用バス・自動車への安全装置の設置】

　　　送迎用バス・自動車に、子どもの置き去り事故の防止に役立つ安全装置を設置する場合に、所要の経費を予算（国から府に交付される補助額）の範囲内で補助する。

　　（１）対象事業：児童発達支援センター、児童発達支援、放課後等デイサービス

　　（２）補助金額等

**①　令和４年９月５日以降に安全装置等の設置をしたこと。**

　　　　②　補助金額：175千円以内（１台あたり）

　　　③　補助対象となるバス・自動車の条件等

　　　　　○　送迎用バス・自動車のうち、座席が３列以上の自動車が対象。ただし、利用の態様を勘案して児童の見落としのおそれが少ないと認められる自動車は補助の対象外（例えば、座席が３列以上あるものの、児童が確実に３列目以降を使用できないように児童が確実に通過できない鍵付きの柵を車体に固着させて２列目までと３列目以降を隔絶している場合など）。

　　　　　○　送迎用バス・自動車１台につき安全装置１台設置することとし、送迎用バス・自動車の数以上の購入をする場合は補助の対象外。

　　　　　○　当該設置費用について、すでに他の補助制度による補助を受けている場合は、重ねて本補助金による補助を受けることはできません。

　　　　④　補助の対象となる安全装置

　　　　　○　国土交通省が12月20日に策定、公表した「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合するものであることが必要。

　　　　　○　具体的には、次のリストに掲載された機器であること。なお、購入方法や納期などは各会社にお問合せください。

　　　　　　こども家庭庁HP（[送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のリストについて｜こども家庭庁 (cfa.go.jp)](https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/list/)）

（３）対象経費

装置、機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む）、リース料、導入費用

２　ＩＣＴを活用した子どもの見守り【ＩＣＴを活用した子どもの見守り支援事業】

ＧＰＳやＢＬＥにより子どもの位置情報を管理するなど、施設外活動時等の子どもの見守りに資する機器等を導入することに対し、所要の経費を予算（国から府に交付される補助額）の範囲内で補助する。

　　（１）対象事業：児童発達支援センター、児童発達支援

　　（２）補助金額等

**①　令和５年４月１日以降に導入を行ったこと。**

　　　　②　補助金額：導入経費もしくは補助基準額（200千円）のうち、いずれか少ない方の金額の5分の４

③　機器の対象となる児童の数（定員）以上に機器を購入する場合、及び機器の対象となる児童に対して複数の機器を購入する場合は補助の対象外。

④　当該設置費用について、すでに他の補助制度による補助を受けている場合は、重ねて本補助金による補助を受けることはできません。

　　（３）対象経費

　　　　装置、機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む）、リース料、導入費用